

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月10日
【会社名】	日本ペイントホールディングス株式会社
【英訳名】	NIPPON PAINT HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役会長 代表執行役 社長 兼CEO 田中 正明
【本店の所在の場所】	大阪市北区大淀北2丁目1番2号
【電話番号】	06 6455 9140
【事務連絡者氏名】	インベスターリレーション部長 田中 良輔
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南品川4丁目1番15号
【電話番号】	03 3740 1110
【事務連絡者氏名】	総務部総務室長 青井 慎一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 945,106,840円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	日本ペイントホールディングス株式会社 総務部 総務室(東京) (東京都品川区南品川4丁目1番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2021年2月10日に、第195期事業年度(自2020年1月1日至2020年12月31日)の連結業績及び「株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」を公表いたしました。これに伴い、2021年1月29日付で提出した有価証券届出書の添付書類として当該連結業績の概要を追加し、また、募集又は売出しに関する特別記載事項を追記し、これに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

募集又は売出しに関する特別記載事項

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の追加)

事業年度第195期(自2020年1月1日至2020年12月31日)の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第一部【証券情報】

（訂正前）

第2【売出要項】

該当事項はありません。

（訂正後）

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2021年2月10日付で、株式の分割および株式分割に伴う定款の一部変更について決議しました。

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆様や当社グループ社員等に投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と市場流動性の向上を目的とするものです。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

2021年3月31日（水曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたします。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	474,102,443株
今回の分割により増加する株式数	1,896,409,772株
株式分割後の発行済株式総数	2,370,512,215株
株式分割後の発行可能株式総数	5,000,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2021年3月12日（金曜日）
基準日	2021年3月31日（水曜日）
効力発生日	2021年4月1日（木曜日）

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2021年4月1日（木曜日）をもって当社定款第6条で定める発行可能株式総数を変更するものです。

(2) 定款変更の内容

変更内容は以下の通りです。

変更前 第6条 当会社の発行可能株式総数は、10億株とする。

変更後 第6条 当会社の発行可能株式総数は、50億株とする。

(3) 定款変更の日程

定款変更の効力発生日 2021年4月1日（木曜日）

3. その他

(1) 資本金の額の変更について

今回の株式の分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(2) 配当金について

今回の株式分割は、2021年4月1日を効力発生日としております。2020年12月31日を基準日とする2020年12月期の期末配当金については株式分割前の株式が対象となりますので、1株当たり23円00銭の配当予定に変更はありません。

第三部【参照情報】

(訂正前)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第194期(自2019年1月1日 至2019年12月31日) 2020年3月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第195期第1四半期(自2020年1月1日 至2020年3月31日) 2020年5月15日関東財務局長に提出

事業年度第195期第2四半期(自2020年4月1日 至2020年6月30日) 2020年8月14日関東財務局長に提出

事業年度第195期第3四半期(自2020年7月1日 至2020年9月30日) 2020年11月13日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日(2021年1月29日)までに、下記を提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月27日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年8月21日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書(上記3の臨時報告書(2020年8月21日提出の臨時報告書の訂正報告書))を2020年12月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2021年1月29日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2021年1月29日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第194期(自2019年1月1日 至2019年12月31日) 2020年3月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第195期第1四半期(自2020年1月1日 至2020年3月31日) 2020年5月15日関東財務局長に提出

事業年度第195期第2四半期(自2020年4月1日 至2020年6月30日) 2020年8月14日関東財務局長に提出

事業年度第195期第3四半期(自2020年7月1日 至2020年9月30日) 2020年11月13日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2021年2月10日)までに、下記を提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月27日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年8月21日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書(上記3の臨時報告書(2020年8月21日提出の臨時報告書)の訂正報告書)を2020年12月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年2月10日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2021年2月10日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。